

佐世保市障がい福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項に基づく事業を実施する、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「社福整備国補助要綱」という。）及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付こども家庭庁発こ成事第370号こども家庭庁長官通知。以下「次世代整備国補助要綱」という。）に基づき、予算の定めるところにより、佐世保市障がい福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、社福整備国補助要綱及び次世代整備国補助要綱において使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、社福整備国補助要綱第2の2の表第3号、第4号及び次世代整備国補助要綱4（2）に規定する施設のうち、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、第2欄に定める設置根拠等により第3欄に定める設置者が設置する施設（以下「対象施設」という。）に係る施設整備事業とする。なお、施設整備の内容は、社福整備国補助要綱第2の3第2号又は第3号及び次世代整備国補助要綱6（5）に規定する整備内容とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助率
(1) 障害福祉サ			

ービス等事業所等			
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
ロ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
ハ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号の6及び第10号の7の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財産法人等。医療法人を除く。）	3 / 4
(2) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4

(3) 児童福祉法に基づく施設等			3 / 4
イ 障害児入所施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	
ロ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）	
ハ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項		

2 市長は、毎年度、対象事業のうち当該年度において補助の対象とするものを定め、周知するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、社福整備国補助要綱第2の6及び次世代整備国補助要綱8（4）に規定する交付額の算定方法の例により算出した額の範囲内で、市長が定める額とする。この場合において、算定に用いる補助率は、前条第1項の表第4欄に定める率によるものとする。

（事前申請書等の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対しその指定する日までに補助金等交付事前申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請額算出内訳（様式第3号）
- (3) 施設の立面図、平面図及び字図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された事前申請書等について、その内容を審査するものとし、その内容を適当と認め、国庫補助金の内示を受けたときは、申請者に対し補助金を交付する予定である旨の通知を行うものとする。
（交付の申請）

第6条 前条の規定により補助金を交付する予定である旨の通知を受けた者は、規則第3条の規定により、市長に対しその指定する日までに補助金等交付申請書を提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請書の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付することが適正と認めたときは、予算の範囲内において、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付を決定する場合には、規則第5条第1項の規定により、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 対象事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 対象施設について、次に掲げる内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

イ 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

ロ 建物等の用途

ハ 入所定員又は利用定員

- (3) 対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難

になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (5) 対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 対象事業を行うために締結する契約については、佐世保市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこと。
- (9) 補助金の対象経費に対して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金の交付又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団からの補助を重複して受けてはならないこと。
- (10) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。ただし、対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに単価 30 万円以上の財産がある場合は、5 年を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（状況報告等）

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の規定による報告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業に係る工事に着工したときは、着工した日から 7 日以内に工事着工報告書（様式第 5 号）を提出すること。
- (2) 12 月末日現在における工事の状況について、翌年 1 月 10 日までに工

事進捗状況報告書（様式第 6 号）を提出すること。

- (3) 対象事業に係る工事が完了したときは、完了の日から 7 日以内に竣工届（様式第 7 号）を提出すること。

（実地検査）

第 9 条 市長は、当該職員をして、随時、実地に検査を行うものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、対象事業の完了の日から起算して 15 日を経過する日又は交付決定日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 施設整備精算額内訳（様式第 9 号）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 市長は、前項の報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合において、すでに補助金を交付しているときは、当該事業者から当該仕入控除税額相当額を返還させるものとする。

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定による事業実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が当該補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（様式第 11 号）により当該事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限等)

第12条 事業者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、事業者が前項の規定により、市長の承認を得て財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。